

都市再生機構事業資金

独立行政法人都市再生機構が行う面的整備事業に係る工事費等を対象に、資金を無利子で貸付けることによって事業の強力な推進を図り、喫緊の課題である都市の再開発及び居住環境整備を推進する。

①貸付対象者

都市再生機構

②対象費用

土地区画整理事業、市街地再開発事業及び住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業に係る工事費及び用地費

③条件

- a. 貸付限度額 事業に要する費用の1／2以内
- b. 利率 無利子
- c. 償還期間 20年以内（うち据置期間10年以内）
- d. 償還方法 均等半年賦償還

【都市再生機構事業資金の貸付けスキーム】

